

議 事 録

会議の名称	令和5年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年11月27日(月) 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第61号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 第63号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について</li> <li>(5) 報告第56号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(6) 報告第57号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年第11回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和5年第11回本庄市農業委員会総会議案</li> </ol>
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。

	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	(田端会長、あいさつ)
事務局長	本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則第5条の規定により、田端会長にお願いいたします。
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、間正始委員、木村文子委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第60号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。</p> <p>上程議案のうち、はじめに、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当する整理番号5及び整理番号6を除く、整理番号1から整理番号4までについて審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第60号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第60号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページ及び3ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転6件となります。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、議事参与の制限に該当する案件を除く整理番号1から整理番号4までをご説明いたしますので2ページをお願いいたします。</p> <p>はじめに、整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でご</p>

	<p>ざいます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>次に、整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の田4筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員及び坂爪委員でございます。</p> <p>次に、整理番号4でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>整理番号1から整理番号4までの申請地位置図は、4ページから9ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号4までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、鳥澤委員の報告を求めます。</p>
鳥澤委員	<p>整理番号1について、14番鳥澤より報告させていただきます。11月15日10時頃、現地確認を行いました。また、11月16日に事務局と受人へのヒアリングを実施いたしました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は保木野公会堂の東約300メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地はもともと、養鶏業を営む受人の父が借りて耕作を行っており、以前より農地を譲渡したいとの申し出があったそうです。今回、イチゴ農家のもとで研修中の受人が独立することになり、自宅に近く面積も十分なことから本申請に至ったとのことです。</p> <p>受人の年齢は35歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人の計1名でございます。</p> <p>農機具は、トラクター1台が今月納品予定です。また、軽トラックを家族より借り入れ、今後は管理機の購入を予定しており、経営力についての生産性は適当であると思われま。</p> <p>申請地の状況は保全管理がされており、農地取得後はパイプハウスの建設を予定しておりますが、周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われま。以上、報告いたします。</p>

議長	整理番号2について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉野内推進委員からの報告を求めます。
倉野内推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内より整理番号2について報告させていただきます。11月24日午後1時30分頃、田端会長と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は児玉地域包括支援センターの北約250メートルに位置しております。申請事由は売買です。</p> <p>受人の年齢は57歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と両親、子の計4名です。</p> <p>農機具はトラクター5台、糶摺り機1台、田植え機2台、乾燥機2台、コンバイン2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、小賀野委員及び坂爪委員の報告を求めます。まず、小賀野委員から報告を求めます。
小賀野委員	<p>19番小賀野より、整理番号3のうち下浅見、高関地区の田3筆と畑1筆について報告いたします。11月20日午後3時頃、山本推進委員と現地調査及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては議案書6ページ3-3-1の地図をご覧ください。申請地は成就院から南西に約400メートルに田2筆があります。次に議案書7ページ、3-3-2の地図をご覧ください。下浅見自治会館の南西約200メートルの位置に畑1筆があります。最後に議案書8ページ、3-3-3の地図をご覧ください。関越自動車道本庄児玉インターから南西約300メートルの国道462号線にほぼ接した場所に田1筆があります。</p> <p>恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。受人の年齢は69歳、本人、妻と子の3人で年間300日ほど農業に従事しています。申請地には主穀及び露地野菜を作付けする予定とのことです。所有する農機具はトラクター3台、軽トラック2台、コンバインと田植機各1台、乾燥機4台、管理機4台、動力噴霧器3台を所有しており、経営に関する生産性は適当かと思われます。受人の所有地及び申請地は問題なく管理されており、周辺農地への支障もないことから、何ら問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	続いて、坂爪委員の報告を求めます。
坂爪委員	続いて、18番、坂爪より報告いたします。11月23日午後1時頃、新井明

	<p>夫推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、6ページ3-3-1の地図をご覧ください。申請地は、成就院の西約550メートルに位置しております。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、岡芹委員の報告を求めます。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より整理番号4について報告させていただきます。11月21日午前9時頃から、門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認を行いました。また、受人本人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書9ページ3-4の地図をご覧ください。申請地は東今井自治会館から北西方向に約300メートルの位置にあり、〇〇〇〇倉庫の北側の場所です。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。申請事由は売買です。渡人から農地を買い受けることになった理由は、13年前から当該農地を借り受け耕作をしてきました。この土地の南側を受人が所有しており、渡人に将来これらの農地をまとめて一つの農地にして、使用しやすいようにしたいと相談したところ、譲渡に合意し申請に至りました。</p> <p>受人の年齢は81歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター2台、管理機2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。現在の耕作地の状況は、田畑180アールを所有し主に水稻120アール、麦9.5アール、ブロッコリー20アールを作付けしています。申請地の作付け作物は、麦を予定しています。従って、全ての農地が保全管理されており、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する整理番号5を審議します。ついては、鳥澤委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する整理番号5をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、10ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、鳥澤委員が退席となりますので、同地区担当の鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木良美 委員	<p>整理番号5について、15番鈴木より報告させていただきます。11月20日午後1時頃、鳥澤農業委員が受人への聴き取り調査及び現地確認調査を行った際の調査結果をいただきましたので、そちらに基づき報告させていただきます。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書10ページ3-5の地図をご覧ください。申請地は保木野公会堂より南約150メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は43歳、本人の農業従事日数は340日です。農業従事者数は本人と両親の他、実習生3名、研修生1名の計7名でございます。農機具はトラクター4台、耕うん機・管理機10台、田植機2台、コンバイン1台、トラック1台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産力は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めまます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めまます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>鳥澤委員の復席を許可しまます。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する整理番号6を審議しまます。ついでには、福島委員の退席を求めまます。</p> <p>(退席後)</p>

	<p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する整理番号6をご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、関根委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、11ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、関根委員の報告を求めます。</p>
関根委員	<p>整理番号6について、2番関根より報告させていただきます。11月20日午後1時頃、福島正紹推進委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書11ページ3-6の地図をご覧ください。申請地は傍示堂農村公園の東に位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は65歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と妻、子の計3名でございます。</p> <p>農機具はトラクター7台、トラック3台、コンバイン2台、田植え機1台、乾燥機4台、籾取り機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。福島委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第61号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第61号議案をご説明いたしますので、議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>第61号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業</p>

	<p>経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、13ページから15ページまでをお願いいたします。申請件数は11件です。田6筆及び畑21筆の面積合計2万5,320平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画（案）でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
間正委員	<p>議案書13ページ6番から14ページ8番までの貸主は都内の法人です。今回借り受ける農地だけでも相当の面積がありますが、何を耕作してどのようなことを行っている法人なのか確認したいと思います。</p>
事務局	<p>事務局より説明させていただきます。この法人の所在地は都内にあり〇〇〇市に営業所がございます。これまでに〇〇〇市、〇〇町、〇〇市で耕作の実績があります。本庄市でも前回の総会で2件の利用権設定をしております。場所は〇〇〇と〇〇です。今回、利用権設定が追加で出されたことにより、これらの現地確認をしております、耕作が開始されている、もしくは遊休農地の解消を行っていることを確認しております。大根、オクラ、ねぎ、ホウレンソウ等の露地野菜の耕作を行う法人と聞いております。</p>
間正委員	<p>これだけの面積を借りて不耕作地になってしまうと困りますので、事務局でも継続的に現況の確認を行っていただきたいと思います。</p>
議長	<p>事務局をはじめ、地元の農業委員、推進委員にも現況の確認をお願いしたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>本議案について、他に質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。次に、第62号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第62号議案をご説明いたしますので、議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>第62号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページをお願いいたします。申請件数は所有権移転3件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-1については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。17ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南二丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第一種低層住居専用地域です。地区担当は、田島委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-2については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判</p>

	<p>断しております。</p> <p>最後に、整理番号3でございます。17ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南三丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第一種低層住居専用地域です。地区担当は、田島委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、20ページをお願いいたします。5-3については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号3までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、宮部延一委員の報告を求めます。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告させていただきます。11月23日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書18ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地はJR八高線の第二下町踏切から南東約20メートルの場所に位置しております。申請目的は駐車場としての敷地拡張用地です。</p> <p>申請人は現在、申請地北側の自宅に息子と娘の3人で生活しています。息子が自宅から高崎の大学まで通学することになり、現在は電車で通学していますが、電車の運行本数も少ないことから新たに車の購入を計画しています。</p> <p>車を新たに購入するにあたり、自宅周辺で駐車場を探しましたが見つからず、隣接地権者に事情を説明し承諾を得られたため今回の申請に至りました。</p> <p>以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>整理番号2及び整理番号3について、田島委員が欠席となりますので、同地区担当の宮部推進委員の報告を求めます。</p>
宮部豊徳推進委員	<p>田島敏包委員に代わり宮部より報告させていただきます。11月21日午前8時30分頃、田島委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書19ページ5-2の地図をご参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、第一種低層住居専用地域で〇〇〇〇〇店から、南に約70メートルに位置しております。申請目的は自己用住宅用地とし</p>

	<p>ての所有権移転であります。</p> <p>申請人は現在深谷市宿根地内の借家に5人家族で生活をしておりますが、借家は狭く将来の子育てを考慮し自己用住宅建設の考えに至り、近隣市町の物件を調査及び確認いたしました。結果、私どもの条件に一致した申請地に巡り合いました。当地は今後の生活を送る社会資本が整備されており、安定した将来が過ごせると確信し申請に至りました、とのことです。</p> <p>申請地は第一種低層住居専用地域で、周辺農地及び水路等に、支障をきたす恐れは無いと推測できます。以上、ご判断をお願い申し上げます。</p> <p>続いて、整理番号3について報告いたします。11月21日午前9時頃、田島委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書20ページ5-3の地図をご参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、桃花木公園から東に約80mに位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転であります。</p> <p>申請人は現在市内の借家にて妻と2人で生活していますが、将来家族が増えることを考慮し、お互いの勤務先及びインターにも近く、教育住環境並びに交通網の良い候補地を調査し確認いたしました結果、最適な物件が見つかり今回の申請に至りました、とのことです。</p> <p>申請地は第一種低層住居専用地域で、周辺農地及び水路等に、支障をきたす恐れは無いと推測できます。</p> <p>以上、各位のご判断をお願い申し上げます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第63号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第63号議案をご説明いたしますので、議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>第63号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、本議案は、相続税の納税猶予に関しまして、提出された別紙適格者証明願について、申請人が租税特別措置法、以降「法」と申し上げますが、法施行令第40条の7第1項及び同条第2項の規定に該当する適格者であることについて意見を求めるもの</p>

	<p>でございます。本日提出、会長。</p> <p>法第70条の6第1項では、「農業を営んでいた被相続人から相続人が一定の農地を相続し、農業を営む場合には、相続税法第27条第1項の規定による申告書の提出により、これらの農地等の価格のうち農業投資価格、農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるところの場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格をいうものでございますが、この農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、納税猶予期限まで納税を猶予し、当該期限が到来したときには原則として免除される。」と規定されております。</p> <p>次に、その要件をご説明させていただきます。はじめに被相続人の要件でございますが、法施行令第40条の7第1項の規定により、「死亡の日まで農業を営んでいた者」「生前一括贈与をした者」等とされております。</p> <p>また、相続人の要件でございますが、法施行令第40条の7第2項の規定により、「相続した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者」「生前一括贈与を受けた受贈者」等とされております。</p> <p>さらに、特例農地の要件でございますが、被相続人が農業の用に供していた農地で、「被相続人から相続により取得した農地で遺産分割されているもの」「贈与税納税猶予の対象となっていたもの」等とされております。</p> <p>本証明願は、ただいまご説明させていただきました、被相続人が農業を行っていたか、相続人が今後も農業経営を行っていくかということにつきまして、農業委員会に対してその証明を求められているものでございます。</p> <p>証明願の内容については、22ページをお願いいたします。交付申請件数は、1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。関係は別居の親子です。相続年月日は令和5年3月9日、耕作面積及び猶予適用農地の内訳は記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>猶予適用農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、法定要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1について、塩原茂夫委員が欠席となりますので、同担当地区の亀田推進委員の報告を求めます。</p>
亀田推進委員	<p>塩原委員に代わりまして亀田より報告いたします。11月26日午後3時頃、塩原委員と、現地確認及び申請人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては議案書23ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請者と被相続人の関係は親子となっております。申請者は平成27年に認定</p>

	<p>農業者となっています。主な作付作物はねぎ、ブロッコリー、きゃべつ、レタスとなります。相続により農地を取得し、引き続き農業経営を行うということで今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、申請地につきましては現地確認したところ、育苗ハウスとして適正に利用されており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はじめに、報告第56号をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>報告第56号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、25ページをお願いいたします。専決処分件数は2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第57号をご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。</p> <p>報告第57号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、27ページ及び28ページをお願いいたします。専決処分件数は11件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第58号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>報告第58号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、30ページをお願いいたします。受理件数は2件です。</p>

	<p>農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和5年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第11回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年11月27日(月)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時5分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	欠席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	欠席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	欠席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席	○		根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席	○	本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人